

23 契 第2272号
平成23年11月28日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

入札制度等の一部改正について (通知)

このことについて、本年3月11日の東日本大震災及び7月の新潟・福島豪雨による道路、河川、下水道をはじめとするインフラ、並びに民間住宅等への甚大な被害は、多くの災害復旧工事を発生させる一方、発注数量の増加や施工時期の重なり等は、建設事業者の入札参加の動向に大きな変化をもたらし、本市の入札において入札中止が多く発生している状況にあります。

工事の発注の遅れは市民生活等に支障を来たしますことから、早急に対応を図るため、この度、別紙内容のとおり入札制度等の一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1217

入札制度等の改正内容について

1 手持ち工事の件数制限の撤廃

本市が発注する工事の入札において、各事業者に積極的な入札参加を促し、円滑な発注を行うため、制限付一般競争入札における手持ち工事の件数制限を撤廃します。

【改正前】

手持ち工事の件数制限 ⇒各工種 5 件以内、全工種合計 10 件以内

【改正後】

手持ち工事の件数制限を廃止

【適用時期】

平成 23 年 12 月 1 日以後の新たな入札公告より適用する。

2 入札回数の改正

本市が発注する工事の入札において、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回ったことによる入札不調が生じた場合、円滑かつ効率的な発注を行うため、郵便入札における入札回数を、次のとおり改めます。

【改正前】

郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの 1 回とする。

【改正後】

郵便入札における入札回数は初度のみの 1 回とする。

ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札が生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。

※再度の入札は最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る者が 2 者以上生じた場合に行う。

※再度の入札は 1 回目の入札と同様、郵便入札で行う。

※再度の入札における入札無効は 1 回目の入札と同様、郵便入札実施要領に基づく取り扱いとする。

※再度の入札の実施については、1 回目の入札後、速やかに対象者へファックスにより通知を行う。

〔通知内容〕

- ・再度の入札書郵便の到着期限

- ・開札日時
- ・その他必要な事項 等

※再度の入札における開札立会人に対しては、1 回目の入札後、速やかにファックスにより依頼をする。

〔開札立会人の選定方法〕

再度の入札における開札立会人は、1 回目の入札の場合と同様の方法により選定する。

【適用時期】

平成 23 年 12 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名通知より適用する。

3 現場代理人の現場常駐義務のさらなる緩和

本市が発注する工事の入札において、各事業者に積極的な入札参加を促し、円滑な発注を行うため、次のとおり現場代理人の現場常駐義務の緩和措置について、さらなる緩和を行います。

【現行の緩和措置】

本市の発注工事において、次のア～ウの要件を全て満たす場合には、品質確保、安全管理など現場代理人の業務に支障がない場合に限り、（先に請負った工事を含め）2 件まで、現場代理人と現場代理人との兼務を可能とします。

ただし、低入札価格調査対象工事及びあらかじめ兼務を認めない旨の規定をした工事を除きます。

- ア 同種工事であること。
- イ 同一発注者であること。（教育委員会の発注は市長部局に含む。）
- ウ 当初請負金額（税込み）がそれぞれ 1000 万円未満の工事であること。

【さらなる緩和措置】

現行の緩和要件における

「ア 同種工事であること。」

を

「ア 同種工事であること。」

ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事の組み合わせについては、同種工事として取り扱うものとする。

に改める。

【適用時期】

平成 23 年 12 月 1 日より適用する。

4 その他

本市の工事の技術者等の配置につきましては、現場代理人の現場常駐義務の緩和のほか、次の取り扱いがあります。

◇同一工事における配置技術者と現場代理人の兼務

※同一工事において配置技術者と現場代理人の兼務は可能です。

◇営業所専任技術者の専任制の緩和の取り扱い

営業所専任技術者の専任制の緩和の取り扱いについては、「会津若松市入札制度の手引き（平成23年4月）」又は会津若松市ホームページ「1 お知らせ・通知」の「平成21年6月25日 平成21年度入札制度の一部改正について」をご覧ください。

◇近接工事における配置技術者の兼務、及び現場代理人の兼務の取り扱い

※近接工事は一定の要件を満たす場合に該当となります。